

6 手 当

各 種 手 当

(2026年4月1日現在)

区分	20 歳 未 満		
	特別児童扶養手当※6	障害児福祉手当	市福祉手当(児)※6
受給者	保護者	本人	保護者
障害程度 ※1	- 重度(1級) 身体障害概ね1級、2級 知的障害①～Aの2 精神障害(上記の障害と同程度のもの) - 中度(2級) 身体障害概ね3級 知的障害概ねBの1 精神障害(上記の障害と同程度のもの)	- 身体障害概ね1級・2級 - 知的障害①～②の2 - 精神障害児(常時要介護)	- 身体障害1級・2級 - 身体障害3級～6級で6か月以上寝たきりの身体障害児 - 知的障害①～概ねBの1 - 精神障害1級
手 当 額 (月 額) ※2	重度(1級) 58,450 円 中度(2級) 38,930 円	16,560 円	7,000 円 次のア、イ、ウのうち、いずれか2つ以上の障害がある方は10,500 円 ア 身体障害1級または2級 イ 知的障害①～Aの2 ウ 精神障害1級
支給月	4・8・11月	2・5・8・11月	4・8・12月
支給制限 ※3	- 施設入所の場合は不可 - 所得制限あり(本人、配偶者及び扶養義務者)	- 施設入所の場合は不可 - 所得制限あり(本人、配偶者及び扶養義務者)	
併給制限	障害による年金	- 障害による年金 - 市福祉手当(児)	障害児福祉手当
支給方法	口座振込	口座振込	口座振込
必要書類	- 戸籍全部事項証明書(戸籍謄本) - 身体障害者手帳又は療育手帳※5 - 所定の診断書 - 保護者名義の口座番号がわかるもの(通帳) - 印鑑	- 戸籍全部事項証明書(戸籍謄本)※4 - 身体障害者手帳又は療育手帳※5 - 所定の認定診断書 - 障害児名義の口座番号がわかるもの(通帳) - 印鑑	- 身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳 - 保護者名義の口座番号がわかるもの(通帳)

※1 あてはまらない方でも、障害の状態によって認められる場合があります。ご相談ください。

※2 手当額は、2026年4月1日現在の金額です。

※3 特別児童扶養手当、障害児福祉手当は、毎年8月12日から9月11日までの間に、所得状況や世帯員の状況等を所定の様式で届け出ていただきます。

※4 扶養義務者が住民票上で確認できれば省略できる場合があります。

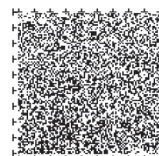
※5 各種手帳を所持している場合はご提出ください。

※6 この制度は「あなたが使える制度お知らせサービス」の通知対象制度です。(詳細はP.42)

■窓 口

各区保健福祉センター高齢障害支援課

電話・FAX 8頁参照



区分 手当	20歳以上	
	特別障害者手当	市福祉手当（者）
受給者	本人	本人
障害程度	著しく重度の障害があり日常生活において常時特別の介護を要する方	- 身体障害1級 - 身体障害2級～6級で6か月以上寝たきりの方 - 知的障害①～概ねBの1 - 精神障害1級 ※65歳以上で新たに重度の障害者の認定を受けた方は対象外となります。
手当額 （月額） ※1	30,450円	5,000円 次のア、イ、ウのうち、いずれか2つ以上の障害がある方は10,500円 ア 身体障害1級または2級 イ 知的障害①～Aの2 ウ 精神障害1級
支給月	2・5・8・11月	4・10月
支給制限	- 施設入所の場合は不可 - 継続して3か月を超える入院をする場合は不可 - 所得制限あり（本人、配偶者及び扶養義務者）※2	- 施設入所の場合は不可 - 継続して3か月を超える入院をする場合は不可
併給制限	- 市福祉手当（者） - 国福祉手当	- 特別障害者手当 - 国福祉手当
支給方法	口座振込	口座振込
必要書類	- 戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）※3 - 身体障害者手帳または療育手帳※4 - 所定の認定診断書 - 障害者名義の口座番号がわかるもの（通帳） - 年金証書（支払通知） - 印鑑	- 身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳 - 障害者名義の口座番号がわかるもの（通帳）

※1 手当額は、2026年4月1日現在の金額です。

※2 特別障害者手当は、毎年8月12日から9月11日までの間に、所得状況や世帯員の状況等を所定の様式で届け出いただきます。

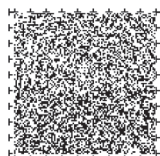
※3 扶養義務者が住民票上で確認できれば省略できる場合があります。

※4 各種手帳を所持している場合はご提出ください。

■窓 口

各区保健福祉センター高齢障害支援課

電話・FAX 8頁参照



区分	手当	そ の 他	
	児童扶養手当 ※ 1		
受 給 者	母親または父親（配偶者重度障害）		
障害程度	配偶者が国民年金法に定める障害等級の 1 級に該当する方		
手 当 額 （ 月 額 ）	区分	全部支給	一部支給
	児童 1 人	48,050 円	48,040 円～ 11,340 円
	以 2 児 降人童 目	11,350 円を上限に加算 （※収入に応じて加算額の調整あり）	
支 給 月	奇数月（1、3、5、7、9、11月）		
支給制限	・施設入所（児童）の場合は不可 ・所得制限あり （本人・配偶者・扶養義務者）		
併給制限	公的年金 （ただし、受給者及び児童が受給する公的年金額が児童扶養手当額を下回るときは、その差額分の手当を支給する）		
支給方法	口座振込		
必要書類	・戸籍全部事項証明書（戸籍謄本） ・身体障害者手帳または療育手帳 ・所定の認定診断書 ・受給者名義の口座番号がわかるもの ・個人番号確認書類（マイナンバーカードなど） ・本人確認書類 ・基礎年金番号通知書など		

※ 1 この制度は「あなたが使える制度お知らせサービス」の通知対象制度です。（詳細は P.42）

■窓 口 各区保健福祉センターこども家庭課

区	電 話	F A X	区	電 話	F A X
中 央 区	043-221-2172	043-221-2606	若 葉 区	043-233-8150	043-233-8178
花見川区	043-275-6421	043-275-6318	緑 区	043-292-8137	043-292-8284
稲 毛 区	043-284-6137	043-284-6182	美 浜 区	043-270-3150	043-270-3291

